

2021年5月14日

契約監査会社 御中

JFS規格の登録組織の記載について

一般財団法人食品安全マネジメント協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下「当協会」）の活動にご支援ご協力を賜り誠に有難うございます。

このたび、当協会は、JFSM データベースシステム（JFSM-DB）および適合証明書への登録組織の記載について下記の通り通知いたします。

主旨ご理解の上、ご対応の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用開始

本文書は、公表日である2021年5月14日に適用を開始する。

（発行済みの適合証明書等については、本文書3. 参照）

2. 登録組織の記載について

・JFSM-DB および適合証明書へは、登録組織名（法人名称）に加え、工場（サイト）名を記載する。

例1：登録組織名（法人名称）と工場（サイト）名が同じであってもそれぞれ記載が必要

例2：工場が一カ所の場合は、サイト名を「工場」としても可

3. 経緯・移行対応

・登録組織名（法人名称）に加え、工場（サイト）名を明記することが適合証明の範囲を示す重要な情報であるため、JFSM-DB および適合証明書への記載の徹底を図ることとする。

・既に発行済みの適合証明書等については、次回の更新監査時や記載内容の変更・追加など期中で（再）発行する適合証明書等から変更することとする。

以上